

岩手県監査委員告示第24号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年4月2日

岩手県監査委員 千葉 康一郎

岩手県監査委員 樋下 正信

岩手県監査委員 伊藤 孝次郎

岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県立久慈東高等学校

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成21年10月6日

(2) 本監査実施日 平成21年11月19日

3 監査結果の公表の日 平成22年1月8日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生産物売払収入の収納に当たり、現金受領後相当期間経過してから払い込んでいるものが5件、420,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	収入事務の調定遅延を防止するため、次のことに取り組む。 生産物売払収入の収納に係る職員間の連絡調整を密にするほか、売払い後の手続があいまいになっていたため、処理手順及び期限を内規として定め、その周知と実行を関係職員に徹底する。